

古殿町奨学資金について

古殿町では、教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念のもと、古殿町出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められる者に対して奨学資金の貸与を行っております。

奨学資金は修学資金と通学資金があり、それぞれ無利息となっております。希望される方は、募集案内後、書類をそろえて期限までに教育委員会へお申し込みください。

▼応募資格と条件

(1) 修学資金（※他の奨学資金と併用可）

- ① 高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学し、品行が正しく学術に優れ身体が強健であること。
- ② 経済的理由により修学が困難と認められること。

(2) 通学資金

- ① 高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に在学し、品行が正しく学術に優れ身体が強健であること。
- ② 経済的理由により修学が困難と認められること。

▼奨学資金の額

(1) 修学資金（※貸与月額を限度として、10,000円単位の希望する額）

| | | |
|------------------------|----|-----------|
| 高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） | 月額 | 20,000円以内 |
| 大学、短期大学、専修学校（専門課程） | 月額 | 50,000円以内 |

(2) 通学資金 月額 10,000円

▼貸与期間

在学する学校の正規の修業期間。

▼申込方法

募集案内後、次の書類をそろえて、教育委員会に提出してください。

- ① 奨学生願書
- ② 奨学生推薦調書（中学校又は高等学校等で記載）
- ③ 所得等状況照会同意書
- ④ 連帯保証人2名の所得証明書及び納税証明書、印鑑証明書
- ⑤ サービス制限条例同意書



▼貸与開始月

貸与決定後、貸与開始。

（貸与決定前の分については、貸与決定後一括貸与となります。）

▼奨学資金の返還

卒業の月の6ヵ月後から10年以内に返還。（利息はかかりません。）